

# 太田市独自施策

## 児童発達支援等の利用料を完全無償化

従来の3歳から5歳に加えて、2026年9月1日から

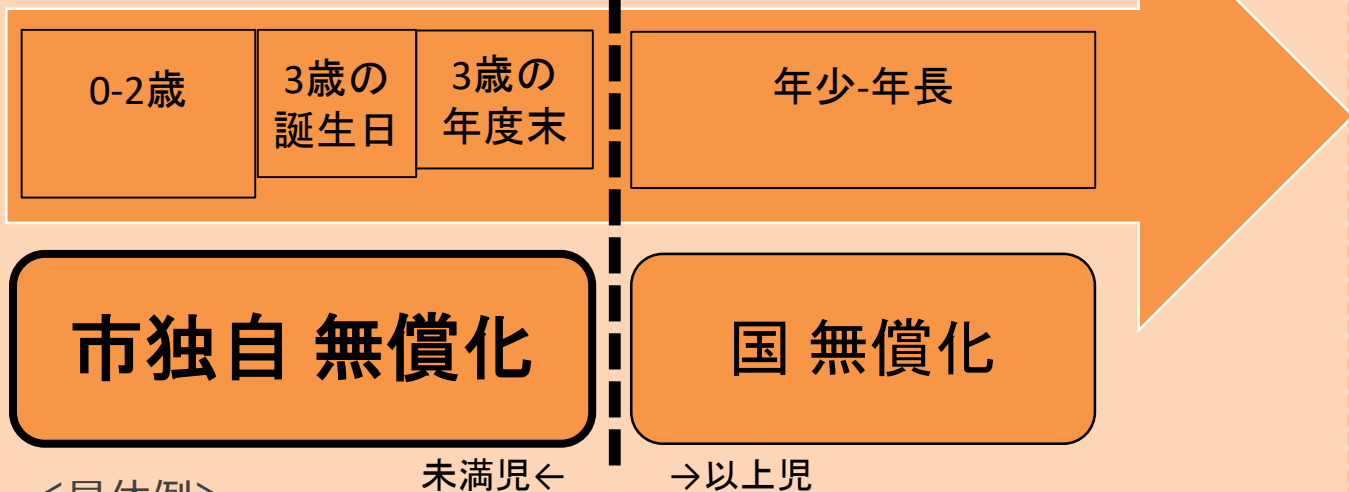
**0歳から2歳までの障害のあるこどもたちも対象に**

### 利用者負担が無料となるサービス

児童発達支援 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援

### 対象となるこども

<無償化のイメージ>



<具体例>

誕生日が2023（令和5）年4月2日のお子様は、  
2026（令和8）年9月1日～2027（令和9）年3月31日までの  
利用料が新たに無償化の対象となります。

- ※「太田市障害児通所支援利用者負担額助成申請書（受領委任払用）」による申請が必要です。
- ※ 利用料以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの複数を利用する場合は、年少児から年長児まではいずれも無償化の対象となります。未満児は本施策のみの無償化となります。
- ※ご利用の障害児サービス事業所とご相談の上、無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先:太田市役所 障がい福祉課 自立支援係

TEL:0276-47-1929

MAIL:018060@mx.city.ota.gunma